

(3) 虞待事例の掲載

事例1：「夫の暴言や暴力に認知症の妻が怯える」事例

～夫が妻に対し、暴言や暴力（杖で小突く）をふるい、妻の年金を管理してしまうケース～
 （身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待）

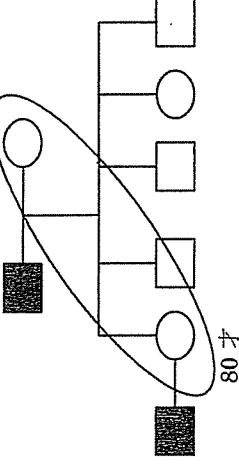
| | |
|---|--|
| 【家族構成】 | [妻、被虐待者] |
| | 80歳 女性 (剛歯) 公務員 病名：認知症（認知症高齢者日常生活自立度：IIa） 高血圧症 変形性膝関節症 介護度：要介護2（障害高齢者日常生活自立度：B2） 短期入所生活介護利用（月5日程度） |
| [虐待者] 夫 85歳 元刑事だが、途中で失職する。 お金にうるさく、妻の年金に頼っている。 若い頃から、妻や子供に対する暴言が見られた。 | [虐待] 持ち家で夫と二人暮らし。子供三人は独立して近隣の他市に在住。 長女が、本人の通院介助のために本人宅を訪れる。 |
| [虐待の内容] 暴言・暴力（杖で小突く）があり、年金を管理している。妻の年金が高いことから、妻を家においておかないと収入が減少するため、妻を閉じこめている。子供達も小さい時から夫の暴言に怯えてきていたため、家から出たいと思ってきた。 夫は、妻の年金収入が自分よりも高い事にねたみを感じている。家の土地は妻の名義になっている。 | |
| [経済状況] 収入：妻の厚生年金月20万円 夫の年金月額10万円 預貯金：約500万円 | |
| [支援経過] 長女より、父の暴力行為から母を守るために避難先（ショートステイ）を探してほしいと相談を受ける。 妻がショートステイを利用しながら在宅生活を継続していたところ、夫が自宅階段から転落して入院したのをきっかけに妻も入院させる。 | |

| 【経過】 | 【判断・対処】 | (リンク) |
|--|---|---|
| <p>(1) 初期支援 (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長女が、このケースのキーパーソンであると判断して、支援を展開していくことにしていました。 市役所の福祉担当者に相談してアドバイスを受け対処していくことにしました。 各方面の支援が必要なケースと思われたため、アセスメント後、関係者によるケアカンファレンスを開き今後の支援方針の検討を行った。 カンファレンスの方針にて、長女とともに地域の保健センターで精神科医のアドバイスを受ける。医師より「夫の訴えを無視しない。」という指示を受けて、長女の探していた答えが見つかり、それ以後の対処方針が決まった。 | <p>① キーパーソンの選定は状況をよく理解してからする必要がある。</p> <p>② 虐待を伴うケースは行政との関わりを早期に行う。</p> <p>③ ケアカンファレンスは各方面の協力を得るための有力な手段である。</p> <p>④ 専門医のアドバイスは関係者の決心を促すきっかけになります。</p> | <p>101, 109, 114 : (情報収集、キーパーソン)</p> <p>126 : (公的機関の支援)</p> <p>114, 127 : (カンファレンス)</p> |
| <p>(2) 経過途上の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人を、夫の知らない他のショートステイに移動する。夫から、「妻を返せ」という執拗な脅迫が、長女や担当ケアマネジャー、あるいはそれまで利用していた施設にあり、脅威を感じる毎日が続く。 脅迫が続き、警察や消防署に連絡する。(夫は、放火や自殺のまねなどをしているため、緊急支援を依頼した。) 一度暴れて警察に連絡し注意を受けているが、人に危害を加えてはいけない。 再び精神科医に夫の行動について相談。精神的には異常ではなく「自信がないので威張り散らす性格的な問題を持つている」との分析をいただいた。 | <p>⑤ 虐待者から保護することが先決</p> <p>⑥ この時期、家族・担当ケアマネジャーはとてもつらい思いをした。</p> | <p>108, 129 : (緊急度、保護)</p> <p>126, 132 : (警察、消防署)</p> <p>128 : (専門機関)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(3) 終結</p> <ul style="list-style-type: none"> 長女と担当ケアマネジャーは、3ヶ月間、夫の訴えを無視して関わりを絶つた。 長女のもともに脅迫状などが届いていたが、ある日夫から、「堪忍してくれ、私が悪かった」と長女に言つてきた。 夫と長女が、ショートステイ利用中の妻のもとに面会に行くことになった。 <p>妻は、夫からの虐待を避けるために、夫の知らない施設にショートステイ利用中であったが、妻の認知症がひどくなりその施設では介護が困難な状態だったので、元の施設に戻つて夫と面会した。面会時、夫の号泣が見られた。</p> <p>現在では妻の認知症が著しく進行して寝たきり状態になつている。妻は夫の存在もわからぬ。</p> | <p>⑨ 一定期間の様子観察も重要な解決策となる。</p> <p>⑩ 営業者の心の変化を捉える。</p> <p>⑪ 夫の行動の確認をする。 感動的な面会となる。</p> |
| <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人を、3ヶ月緊急避難させたことはとても重要であり、その間、地元のお寺の住職が夫に対して「人の生きる道」をこんこんと諭してくれたことが、夫の気持ちを変化させるきっかけとなつた。 行政担当者の強力な支援が必要である。 専門機関の専門的なアドバイスをタイムリーに受け入れる体制が重要である。 各関係福祉施設の協力が必要である。(緊急避難が可能な短期入所施設の管理者、職員の協力が大きな支えになつた。) 地域のインフォーマルな支援が必要である。(関係者が信頼をしているお寺さん、近所の方など) その他、地元警察、消防署の協力や、他のケアマネジャーからのアドバイスがこのケースの支援に必要だつた。 <p>以上のことから以下の2点の重要性を感じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行政において、専門的に関わってくれる担当者がいること。 ② ケアマネジャーを支援する体制が整備されていること。 <p>【感想】(ケアマネジャーの立場から)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回は、夫と長女の力関係が逆転して解決に至つたケースであり、虐待ケースの難しさと支援体制の重要さを学んだ。 さまざまな関係者から教えていただいたことがとても多く、怖かったが良い経験となつた。 脅迫されることの恐怖は経験してみなければわからない。 長女をキーパーソンと判断し、最後まで信じ続けたことは、今後のキーパーソンの見極めに対する自信につながつた。 親子が和解し穏やかな面会風景を見て、本事例に開けた解決に向けてマネジメントをおこなつたことへの喜びを感じた。 | |

事例2：「認知症の母親への虐待と執着を合わせ持つ」事例

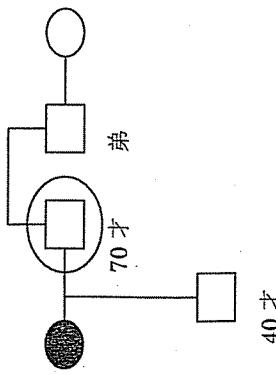
(身体的虐待 心理的虐待)

| | |
|--|--|
| <p>【家族構成】</p>  <p>100才 80才</p> <p>【母、被虐待者】</p> <p>100歳 女性 (職歴) 農業 病名：認知症 (認知症高齢者日常生活自立度：I) 高血圧症 変形性膝関節症 介護度：要介護3 (障害高齢者日常生活自立度：C1)</p> <p>【虐待者】</p> <p>長女 80歳 幼少の頃、親に身売りに出されたことを心の傷としている。</p> <p>【生活状況】</p> <p>長女と二人暮らし。25年前までは、母一人で生活していたが、長女が引き取り同居。 長女にとって、兄弟は5人いるが、兄弟関係は悪く疎遠状態。</p> | <p>【虐待の内容】</p> <p>母が、認知症で夜間大声で叫んだり、オムツをはずすため、介護者ではあります。夜間の頻回なオムツ交換や衣類交換で介護疲労が重なり、母が感謝の気持ちを表さないという理由で、吐く・暴言を吐く等の行為が見られる。しかし、長女は、訪問介護やショートステイ等の介護サービスの利用を拒否し、母のためにわざわざ遠方まで買い物に行っている。母への暴力の他、テレビやたんすを壊すことがある。</p> <p>【経済状態】</p> <p>収入：年金が母と長女の二人合わせて月額10万円以下。長男から月額5万円の仕送りを受けていますが、滞る時がある。 預貯金：あり</p> <p>【支援経過】</p> <p>介護保険導入で在宅介護支援センター職員が制度説明の訪問をした際に、母が要介護状態で、長女から叩くなどの暴力や暴言を受けている状態を把握。</p> <p>10年前にデイサービスを利用しており、その際にも長女の暴力や暴言が疑われ、見守り支援を行っていたが、長女からの申し出でサービス利用が中断し、関わりが途切れていった。</p> <p>ケアマネジャーの定期訪問中に、住民から「道筋に本人が這い出している。出血している。長女が叱りながら本人を家の中に引きぎり入れた」との情報があった。</p> |
|--|--|

| 【経 過】 | 【判断・対処】 | (リンク) |
|--|---|---|
| <p>(1) 初期支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 同日、担当ケアマネジャー、市福祉課職員、県健康福祉センター職員で訪問し状況を確認するが、長女に過度の興奮が見られため、ケアマネジャーの判断で具体的対応は長女が落ち着いてからとして、後日訪問することとした。本人の外傷については手当してあつた。 日を改めて、担当ケアマネジャーが市福祉課、健康福祉センターと連絡を取りながら訪問し、本人と長女の意思の確認を行う。 本人は長女に介護してもらうことは感謝しているが、暴力を受けたと次女のところに行きたいといふ。(しかし、過去に次女のところへタクシーで逃げ込んだことと、受け入れを拒否されたことがあります、その時は「ここにおいてください」と長女に頼んでいる。) 長女は、今までの生い立ちの不幸や兄弟への不満などを強くケアマネジャーに訴え、介護の苦労、大変さを話すが、母親が自分を頼ることに拒否は少ない。 ケアマネジャーは市福祉課担当職員の協力の下、兄弟を呼び、ケアカンファレンスを開催。 | <p>① 緊急度の評価を行い、生命に危険があるかどうか、状況の見極めを行うことは、今後の展開を想定するためにも重要である。</p> <p>② 対応は一人で抱え込まずチームで対応し協力体制を構築する。</p> <p>③ 情報収集や事実確認は、支援方針を決定するためだけ正確な情報が必要。高齢者と虐待者別々に対応し、それぞれの思いを明らかにし、支援者との関係を深める。</p> <p>④ 虐待者の話をよく聞き、虐待者やその家族と信頼関係を築くことで介入をより円滑に行える。</p> <p>⑤ 方針決定を行うためケアカンファレンスを行う。情報の共有と支援の役割分担、相互の連絡体制等の検討を行うとともに、キー機関、キーパーソンを確認する。また、経済面での支援の調整や家族間の意志の確認も行う。</p> | <p>102, 108 : (緊急度の評価) (支援チーム)</p> <p>128 : (情報収集)</p> <p>106, 117 : (信頼関係の構築)</p> <p>115 : (信頼関係の構築)</p> <p>114 : (ケアカンファレンスの開催)</p> |
| <p>(2) 経過途上の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議後、長男からの経済的援助と主治医の定期往診、デイサービスの定期利用を計画したが、長女の暴力、暴言はやまない。 | <p>⑥ 介護負担や介護ストレス懸念のためサービスを導入する。ショートステイ利用など本人と虐待者が距離をとり休息できるサービスを活用する。</p> | <p>124, 125 : (介護負担軽減)</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>・ 主治医も積極的に関わり、長女に注意を促すが、「犯罪者扱いされた」と主治医をも拒否するなどの問題をおこすため、ケアマネジャーが話を聞き、定期的なショートステイを利用をプランに入れた。長女は、入所中の本人を介護しに行ったり、一人でかわいそそうだと泊まりに行ったりした。</p> | <p>(3) 終結</p> <p>・ 長女は体力的に限界を感じるようになり、拒否してきた訪問介護サービス（夜間のおむつ交換）を利用するようになつた。まもなく本人が肺疾となり主治医の判断で入院となつた。この時も、長女は、勝手に入院を決めたことに腹を立て、包丁を持って主治医のところになぐりこんだが、福祉課担当職員やケアマネジャーの説得で、他の病院に入院となつている。本人は、その後入院先の病院で死亡。</p> | <p>⑦ 高齢者及び家族の健康管理、必要な治療の導入を行う。虐待をくりかえしつつも本人への愛情を示すなど矛盾した行動の見られる場合があるが、客観的に改善の効果であるかどうかのモニタリングを行う。</p> <p>⑧ 緊急医療的な判断、治療が必要な状況と指示が出た場合、保護できるよう本人と家族（虐待者）を説得し支援策を講じる。</p> <p>118 : （必要な治療の導入） 133 : （モニタリング）</p> <p>131 : （緊急医療的判断） 128 : （関係機関の支援）</p> <p>【 支 援 に 対 す る 考 察 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本ケースの場合、介護者である長女が、幼少の頃より家族から引き離されたことで本人や兄弟に複雑な感情を抱いていることが、高齢者虐待に大きく関係していた。 ・ そこで、支援者が長女の思いを良く聞いて、心理状態を見ながらサービスの導入を促し、結果として介護負担の軽減を図ったことが、高齢者虐待防止の効果を得ることにつながつた。 ・ また、その背景には、支援者の支援過程を理解してくれた行政担当者の存在が大きく関与している。 ・ このように、虐待者に複雑な感情が有る場合、支援者を支援する関係機関の協力体制は必要不可欠であり、緊急対応や深刻な事態を回避するために、主治医など身体的安全を判断できる専門家の協力を得て、チームで定期的に訪問できる環境整備は非常に重要である。 |
|---|---|---|

事例3：「お金を渡さないと暴れる息子からの財産侵害」事例
(経済的虐待)

| | |
|--|---|
| <p>【家族構成】</p>  <p>70才 息子 40才</p> | <p>【虐待の内容】</p> <p>息子は手持ち金がなくなると、本人宅へお金の無心に来るが、自分の思い通りにならないと、物を投げたり、壊すなどの威嚇をする。 本人は息子が怖くて、言うがままにお金を渡してきた。</p> <p>【経済状況】</p> <p>収入：年金月額30万円 使用用途：生活費に月額12万円、息子に月額15万円 預貯金：約700万円</p> <p>【支援経過】</p> <p>近隣住民からケアマネジャーに、息子の度重なるお金の無心と暴力に怯えている旨相談があり関わる。</p> |
|--|---|

| | 【経過】 | 【判断・対処】 | (リンク) |
|-------------|---|--|--|
| (1) 初期支援 | <ul style="list-style-type: none"> 妻の死亡後、認知症の発症により徐々に本人の生活能力が低下し、食事や掃除など生活全般において支援なしでは生活できなくなっていた。 金銭管理も一人では困難で、通帳を紛失することが頻繁になってしまったため、隣人のA氏が通帳を預かり管理していた。しかし、息子が時々本人宅にやつて暴力を振るいお金を要求することも重なり、個人レベルでは精神的負担が大きくなってきたため、社会福祉協議会（以下、社協という）に相談する。 地域権利擁護事業を利用し、支援計画に基づいて通帳を預け、定期的な訪問時に定額の生活費を本人に渡すようにした。 | <p>128： （地域福祉権利擁護事業）</p> <p>① 息子からの経済的侵害防止に地域福祉権利擁護事業を利用</p> | <p>107, 113： （本人の意思確認、家族の説得）</p> <p>② 認知症もあり、近隣から情報、社協生活支援員の生活状況の観察から、社協専門員が在宅生活は限界状況と判断</p> <p>③ 繼続的な見守りを行い、タイミングをはずさない適切な助言</p> <p>④ 認知症はあってもできる範囲で本人の判断・意思決定に沿う支援</p> |
| (2) 経過途上の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 本人の生活状況は、在宅の限界がきていた。ケアマネジャーや社協の専門員が施設入所を勧めたが、本人は拒否する。 息子から度重なるお金の要求があり、A氏や継続訪問を行う社協生活支援員は、本人にお金を渡さないように話すが、本人は「息子は無職だからお金渡さんと仕方がない」と言う。この時点では本人の意思を尊重する。 | <p>107, 113： （本人の意思尊重）</p> <p>⑤ ケアカンファレンス開催。息子の暴力行為への対応を協議する。「警察に相談しよう」というA氏および社協専門員の助言に、本人は数回目でやっと納得する。社協専門員より警察に事情を伝え、緊急時の協力を依頼する。</p> <p>108, 132： （警察の介入、緊急時の協力依頼を本人納得の上で行う）</p> | <p>127： （ケアカンファレンス）</p> <p>⑥ 息子の度重なる金銭要求（普かし）に警察の介入、緊急時の評価、関係機関・警察の支援</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>息子が本人宅に石を投げガラスを割つたりするため、A氏が警察に通報。息子は警察で数時間指導される。その後しばらくはガラスを割る、物を壊す暴力行為は収まった。</p> <p>しかし、本人のほうが「生活に支障がない限り、困っているだらうからお金をやつてもよい」と息子を心配する言動が多くなってきた。</p> | <p>(3) 終結、分離、緊急介入</p> <p>数ヶ月後、息子から本人宅へ「殺すぞ」との電話があり、本人は「家にいるのが怖い」とA氏宅へ逃げ、急遽ショートステイを利用。</p> <p>その後、ショートステイを繰り返すうちに、施設生活への拒否がなくなり、特別養護老人ホームに入所の運びとなる。</p> | <p><緊急介入の判断></p> <p>⑦ 危険察知時のA氏の警察通報 ⑧ 警察による虐待者への指導 ⑨ いつまでも親の責任と背負いきれない息子の生活の心配で、共依存から抜けられない心情</p> <p>132 : (警察の介入)</p> <p>125, 135 : (ショートステイ利用)</p> <p>112 : (ショートステイの利用を繰り返すことでの拒否感を除く)</p> <p>128 : (専門機関の支援・成年後見制度)</p> <p>129 : (専門機関の支援・成年後見制度)</p> |
|---|--|---|

【 支 援 に 対 す る 考 察 】

支援者が、個人的な善意でやむを得ず担う金銭の管理や日常の世話などの行為には、限界がある。支援者が一人で抱え込まないように、公的サービスにつなげて、関係する機関や支援者がそれぞれの役割を明確にし、よりよい支援を行うためのネットワークを強化することができた。

本人の判断が必ずしも適切でない場合には、本人の意思を尊重しながら継続的に見守りを行い、困っている状況をタイミングよくキャッチし、SOSに対処できる状況を作ってきた。一時的・緊急的な虐待防止システムとして警察の協力が得られた。警察の介入は、「たとえ家族であっても暴力という手段をとることは認められない」ことを虐待者に明確に知らしめる機会となり、高齢者虐待の抑止効果があった。きっかけが、本人からの緊急のSOSではあつたが、本人の施設入所に対する気持ちが変化したことは、事態を大きく前進させた。深刻な事例の緊急対応について、関係者会議で検討したことで、具体的な目標と対応策および参加者のそれぞれの役割や責任が明確になった。また、関係者各自の負担も軽減された。

虐待者への開わりについては、弁護士が代理すると伝えることにより、高齢者虐待への抑止効果が得られたと思われる。成年後見制度の必要性があるにもかかわらず、親族等による申し立てが期待できない状況においては、本人の保護を図るために、積極的に市町村長申立てを利用した方がよい。

※（注）事例3は、
「高齢者虐待防止に向けた体制整備のための手引き」大阪府健康福祉部高齢介護室編集（平成17年6月発行）より引用し一部変更している。